

(第十五部)

第一回参議院通信委員會會議錄第二号

(四六七)

付託事件

○電話増設に關する陳情(第百九十七號)

○教育振興に特殊郵便切手發行に關する請願(第百四十號)

○特定郵便切手廢止に關する陳情(第三百七十五號)

○大分、千葉及び大原間直通電話線架設に關する陳情(第四百七十六號)

○北海道富良野郵便局を普通局に昇格することに關する請願(第三百八十八號)

○郵便法案(内閣送付)

○會津高田驛前に郵便局を設置することに關する請願(第四百二十八號)

昭和二十二年十一月十日(月曜日)午後一時三十分開會

本日會議に付した事件

○郵便法案

○委員長(深水六郎君) それでは只今から通信委員會を開催いたします。本日の議題は、豫備審査のために付託されております郵便法についてでございますが、先ず最初に通信大臣から提案理由の説明を伺うことにいたします。

○國務大臣(三木武夫君) 今回郵便法案を提案いたしましたことになりましたので、その理由、要旨を御説明申し上げます。御承知の如く現行郵便法は、明治三十三年に制定されました。その後經濟事情、その他社會事情の變遷に伴ひまして、料金とか罰則その他の部分的改正は今までのいたして参つたのであります。新憲法が施行せられました

新しい事態の下におきましては、現行郵便法を廢止して、新たに新憲法の精神に即した郵便法を制定することが適當と考えられるに至りましたので、この法案を提出することにした次第であります。

従いましてこの法律制定の方針としては、新憲法の精神に即應せしめることを基本としたことは勿論であります。郵便に關する基本法として、郵便に關するすべての基本事項を規定して、業務運営に關する源泉たらしめると共に、法文を章節に分ち、各條文の冒頭には見出しを付ける等、法文の理解を一般に容易ならしめるように努めたのであります。

次にこの法案の要點であります。第一の點は郵便法の目的を第一條に掲げて、郵便法制定の精神を宣明したことであります。

第二の點は、郵便は通信の秘密が確保され、その役務が成るべく低廉な料金で、普遍的に且つ公平に提供されなければならないという事業の本質から、國の行方事業でありますので、これを明定いたしますと共に、法令の分野の關係から、從來官制その他の法令で定められておりましたところの郵便事業の管理者及びその郵便事業に關する具體的な職責をも規定したことあります。

第三の點は、國民の自由及び權利の尊重する新憲法基本的精神に鑑みまして、國民の基本的權利を制限する規定は、原則としてこれを廢止いたします

と共に、國民に義務を課すること、郵便事業遂行上必要とすることができない場合に限り、且つ、その範圍は法律で具體的に規定することにしたのであります。

即ち、現行郵便法で認められておりましたところの、職務執行中の郵便遞送人等が、道路に障害があつて通行し難い場合に塙壁とか又は欄柵のない宅地、田畑その他の場所を通行できる特權、或いは事故に遭つた場合に他人に助力を求めることができるとの特權、及び通行錢を支拂わないで渡船を利用し、橋梁等を通行し、又は何時でも渡津のために出船を求めることができるとの特權は、過去の實績に徴して郵便事業遂行上必要と認められざるものと認められ、これを廢止し、料金完納郵便物及び還付郵便物については、一般的にその受取を拒むことができないこととした。現行の規定は、國民の自由を制限することになり、この法案においては、これを廢止して、受取義務を課する必要がある場合は、それ、當該關係法律で規定することとし、又郵便官署の損害賠償に關する決定に對する民事訴訟の提起期間を、その決定の通知を受けた日から三ヶ月に制限した現行の規定、及び郵便の取扱に關し無能力者が郵便官署に對して爲した行為を能力者のしたものとみなす現行規定は、このような民法の例外規定を官業にだけ認めることが不當でありますので、今回廢止することにしたのであります。

他方、運送營業者の郵便物運送義務は、郵便業務遂行上絕對に必要でありますので、これを存置することとした。また、その運送營業者の範圍については、國有鐵道、國營自動車、國營船舶の管理者をも含め、これを具體的に決めますと共に、通信大臣が運送營業者に對し、郵便物の運送を要求できる場合の條件、或いは運送義務の具體的な内容及び運送料の算定基準は、別法律で決めることにしたのであります。

第四の點は、國民は法の下に平等であらねばならないとする新憲法の精神に鑑みまして、從來郵便事業の圓滑な運行を保障するため設けられておつた規定であり、一部は國民に特別な法的利益を考へる結果となり、これは、原則としてこれを廢止することとしたのであります。即ち郵便事業のため使用中の個人所有の物件に關する規定であるところの郵便專用の物件、及現に郵便の用に供する物件に對しては一切の賦課を免除する規定を廢止することとしたのであります。

第五の點は、司法權の獨立に關する憲法の精神に鑑みまして、郵便局長等が選送中又は發送準備完了後の郵便物につき差押えの執行を拒むことができ、規定を廢止することとしたことあります。

第六の點は、郵便の取扱制度の規定についてでありまして、郵便が國の行方事業とせられ、且つ信書の送達については國の獨占するところでありま

すので、郵便の利用條件の如何は國民に多大の利害關係がありますので、これは原則としてこれを法律で規定し、手續的な事項その他輕易な事項に限つて省令の規定に譲ることとしたことあります。

即ち、從來省令の規定に譲られておりましたところの小包郵便物の料金、特殊取扱料金その他の特別取扱料金、郵便製品その他郵便として差出すことができない物の具體的内容、各種郵便物の要件、特殊取扱の種類及び内容等を法定することとした。また、共に、天災その他止むを得ない事由がある場合に、通信大臣が郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することができる規定を郵便法に設けることとし、反面郵便物の差出し及び配達に關する規定は、郵便物の送達の手續の規定でありますので、從來法定せられておりました宛所配達の規定を含めて、これを省令で規定することにしたことが、その主なるものであります。

第七の點は、郵便の取扱制度の内容についてでありまして、これにつきましては、原則として現行のものをもつて維持することにしましたが、取扱の實狀に應じてその一部を若干改正することにいたしました。その主なものを擧げると次の通りであります。

第一に、現在第二種郵便物たる郵便葉書として認められておりましたところの封緘葉書は、その料金が、その調製費を含めて第一種郵便物の最低料金、即

ち一圓二十銭と同額とし、且つその取扱ひも實際上第一種書状と同一にいたしておりましたが、その調製費が非常に高くなりました現在にありましては、この調整費は現在十三銭一厘でありましたが、紙の公定値が値上げされました結果三十銭程度になる見込でありました。こういう調製費が料金の中に含まれていて第二種たる郵便葉書として認めることが適当でありまので、これを第二種郵便葉書から削除し、従来のもとは同一形式のものを郵便料金に調製費を加えた額で賣捌き、これを第二種書状として取扱ふこととしました。

第二に、現行小包郵便料金は全園均一となつておりましたために、同一市町村内等極く近距離に發着するものについては適當でありませんが、逓信大臣は、實狀に應じてその料金を半額程度まで低減した市内小包郵便制度を省令で定めることができることとしました。

第三に、郵便利用者が、損害賠償の請求その他郵便に關する權利を行使する場合に必要な経費は、利用者が負擔するのが一般の原則であり、適當と認められますので、郵便の利用者が無料郵便を發出し得る場合は、逓信官署の依頼によつて逓信官署に宛てて等出す場合に限ることとし、從來認められておりました郵便に關する事故の申告、損害賠償の請求等に關する無料郵便を認めないことにしました。

第四に、現行の價格表記制度は、その制度の内容がその名稱からすぐ分らない憾みがあるを認められますので、その名稱から直ちにその制度の内容が分かるようにするために、これを保險扱と改稱することにしました。

第五に、現行法におきましては、逓信官署の取扱中に係る郵便物に郵便禁制品たる危険物が入つていた場合でも、逓信官署の危険防止のためこれを棄却することができないことになつておりましたので、郵便業務運行上遺憾な點がありまして、前述のような場合には、危険防止のため棄却その他の必要な措置を取ることができるとしました。

第六に、現行の配達證明料は五圓であります。引受時刻證明料や内容證明料が十圓であるのに對しまして、その取扱手数料から見ると、これらと差別する理由がありませぬので、これを十圓にすることとしました。共に、昭和十五年以降取扱停止中でありました代金引換料を、他の特殊取扱料との權衡を考へて、これを十圓とすることにしました。

第八の點は、罰則についてでありまして、罰金の金額を現下の物價事情に鑑みまして十倍に引き上げることとしました。共に、罰則の一部について若干の改正をすることにしました。

第一に、郵便の獨占を亂す罪については、これを法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人若しくは人の業務に關して犯した場合に、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても同様の罰金を科することにしました。

第二に、郵便物の運送をしない罪については、前述の通り、逓信大臣が運送營業者に對して郵便物の運送を要求できる場合の條件、運送義務の具體的な内容等を別の法律に規定することとしたので、その法律制定の際

改めて規定することとし、ひとまずこの法案には關係の罰則を設けないことといたしました。尙右の關係から、この法案における運送營業者の郵便物運送義務に關する規定は、これに關する特別法が制定實施されるまでこれが實施を遅らせ、その間は現行法中の郵便物運送義務に關する規定及びこれに對する罰則の效力を特に存続させることとしました。

第三に、逓信官署の取扱中に係る信書の秘密を侵した罪は、現行法では親告罪となつておりますが、郵便事業の信用を確保する公益保護のため、これを親告罪としないことにしました。

第四に、偽造、變造等の郵便切手類は、現行法では、裁判によつて沒收する場合の外、行政處分によつて沒收することになつておりますが、新憲法の國民の私有財産を尊重する精神から見ると、適當でないと思はれますので、行政處分による沒收はこれを廢止することにしました。

最後に、この法律の實施期日は、準備の關係を考慮しまして、これを明年の一月一日とすることにいたしました。

尤も、第十條の運送營業者の郵便物運送義務に關する規定は、この規定實施上必要な郵便物の運送に關する法律が、準備の關係上今國會の提出することができませんので、その實施期日は政令で定めることとし、その期日は、郵便物の運送に關する法律案を次の通常國會までに提出して、明年の四月一日までに實施しなければならぬこととし、それまでの間は、現行法の第三條、第四十二條及び、鐵道船舶郵便法を適用することにしたのであります。

以上簡單ながら、郵便法案の提案の理由及び要旨を御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上速かに可決せられんことをお願いいたします。

○委員長(深水六郎君) 逐條的な御質問は後程にいたして、本日はどうぞございましょうか、本案に關する總括的な質問をして行きたいと思ひますが、御質疑のある方はどうぞお願いいたします。

○堀越健郎君 只今提案の要旨を御説明になりました中に、小包料金の問題がありまますが、區間を限らないで全國一様とし、ただ同一市町村内に對してのみ區間の制度を設けるといふお話であります。が、鐵道の運賃においても距離において差等があるわけでありまますが、こういうふうには小包郵便物においても同様、距離に區別を設けて、そして料金を異にするといふような方法を取られる御意思はないのであります。

それからもう一つお聞きしたいのであります。が、郵便業務の仕事をもつと機械化する御準備はあるのかないのか。これによつて業務の停滯することなく、又従業員の負擔を軽減することができるだらうと思ひますので、そういう點に御考慮を拂われる御意思があるのかないのか。

それから最近の郵便物の到着が非常に遅い。これは御承知のことと思ひますが、以前には大阪、東京間大體一日で行つたといふのが、最近三日を要する、場合によつては著かないこともある。更に電氣通信において現に私の経験したのでは、先月の十六日に打つたウナ電が、これは上野の構内から打つた電報であります。が、それ

が十六日の午後四時に確かに發信をしたという事實を突止めております。が、奈良縣の丹波市町へ打つたウナ電がどうも著かすじまいでありました。これは一つの例に過ぎないのであります。が、郵便物の遅延ということが問題になつております際に、この原因を除去するように努力しておられるかどうか、こういう點も併せてお伺いしたいと思ひます。

それから電氣通信と、郵便に従事するところの従業員との間に何か差別があるやうな氣持がするのであります。電氣通信の方は派手でありまが、郵便の方は非常に地味な關係上、優遇せられておられないのかと思ひます。受けるに、殊に郵便の配達に従事する者は非常に一般の人々になじみを受けるやうにありたいと思ひます。が、そういう何か優遇の方法について特に何かあるのか、そういう點を併せてお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) お尋ねの第一點である郵便を鐵道の小荷物運送賃のごとく距離によつて差等を設けたらどうかというお話であります。が、郵便の小包は料金の均一なところ、非常に特徴もあるわけでありま。非常に便利なところがあるし、又その郵便局自體の仕事もそのために非常に簡便にできておる。これは距離によつて違つた料金といふことも、考へ方でありま。が、均一主義の中にも非常に長所があると思ひます。そういうわけでありま。これを鐵道のごとく地域によつて計算するといふ考へ方は今持つておりませんが、同一市町村内だけに對しては、これは負擔が均一では重いし、不合理な點であります。

せられず場合に、まず基本的な方針としてある程度収支のバランスというものを考へて設置するか否かを決めるのである。或いは少くとも一つの町村には一つの郵便局を置かなければならぬ。田舎の方にもできるだけ文化の光を普くしたいというふうな気持ちから申しますと、町村には少くとも一つは是非欲しいというふうな気持ちがあるが、その點につきまして大臣のお考を伺いたいのです。尚もう一つ伺いたいと思ひますのは、この法律案にもちよい／＼そういう條文が出るのでありますが、例えば省令で以て逓信大臣が別段の定めをする。逓信大臣が、法律の本文と違つたような規定をされることができるような権限があるわけでありまして、諸外國の例は、實は資料を焼きましたものでありますから、私まだ十二分に調べておりませんけれども、この郵便事業のよりに、非常に國民の生活に密接な關係があり、而も國民に接して、非常に緊密に接して行かなければならぬというふうな事業におきまして、逓信大臣が自分の権限でお決めるのも結構でありまして、窓口の内側から御覽になつてお決めにしないように、窓口の外からも見た態を十分に入れてお決める。つまり人民の、國民の態をそのまま反映するような工合に、制度の運用を持つて行くというようにして頂きたいのであります。そのために、なにかこの國民を主體にしたような委員會制度でもお考へになりまして、絶えずこの法律案の運用、或いは郵便事業の運用につきまして、そういう民間人の委員會からのサセツツヨンを受けて、それ

によつて、國民から非常に不平が高まつて初めて改善するのではなくて、そういう人達の聲を豫め聞いて、それを基にして、事業運営の方針をどん／＼變更して行くというようにすることも一案であるかと思ひますが、そういう點について、この法律案に直接に關係ないかもしませんが、大臣のお氣持を伺つておきたいのであります。

○國務大臣(三木武夫君) 今の新谷さんのお尋ねに對して、お答えをいたします。第一の特定郵便局の制度であります。これはいろいろ／＼全邊の提議の中にも、これは重要な問題として取上げられておるのですが、詳細については、これを詳細に申述べる機會があるかと思ひますが、逓信省の考え方、やはり今日まで變つていないのであります。それは特定局制度というものが問題になるというところは、特定局がよい、悪いと言つて、これは名前でありまして、三等郵便局でも同じ名稱であります。結局この特定局の中に含まれておる制度というものに、新しい事態に即さないやうなものがあつたらば、この制度を改善せんければならぬ點は多々あることでもあります。それについて、経営協議會等においても、そのいろいろ／＼時期的には、これが直ぐにいつて、豫算等の關係でできない問題もあつますが、いろいろ／＼弊害の面として指摘されておるやうな問題は、今日まで改善もして參つたこと、今後改善して參つて行くこと、特定局制度の中に含まれておる弊害の面を、これを改善しながら、特定局という一つの今日の制度というものは、まあ制度を置くという、内

容が變つて来るというので、非常に語弊があるのですが、併し特定局という今日の方式は置きながら、その弊害の面だけを是正して行つて、特定局が新しい事態に即應した制度として行きたい、まあこういう考へでやつておるのであります。新谷さんもよく御存じの通り、いろいろ／＼改善を今日まで加えて來た。今後も弊害の面は、改善を加えて行く、併し特定局という一つの方式は残して行くと、こういう考へ方でありまして。

第二の郵便局の今後の設置の方針であります。これは獨立採算制というので、採算ということも考へなければならぬが、一方において非常に公益事業でありますので、理想としては、現在二町村に、郵便局のないのがあつた。これはなんとしても、いかに算盤が合ふが合ふまいが、少くとも各町村に一つの郵便局は作ると、こういうことに進んで行きたい。ただ併し御承知のように、それには豫算が伴つて、こういう國家財政の窮乏した時でありまして、一時には參らないのであります。そうなつて來ると、必要の度合と申します。必要はどこでも必要でありまして、人口或いは他の郵便局との距離等も考へまして、比較的急ぐと思はれる所からこれを設置の計畫を立てておき、一日も速やかに全國に郵便局のない村、町はないということにしたいと考へております。

第三の、この通信事業の運営が、この法律案の政令に委ねられておる問題、或いはその他一般の通信事業の運営に民間の一つの態を取り入れなければならないというものは、全く私も同意見であります。これは逓信省が獨善的に陷つてはいけなかつた、こういう、各政府の事業の中で、通信事業だけ國民と密接な關係を持つておるものはないわけでありまして、これは政府事業の中においても、最も民間の態を反映して、その態が通信事業の運営の中に取り入れられて行くことが必要なので、官制としていたしますかどうかは別をいたしまして、新谷さんのサゼストされましたやうな一つの民間の態を取り入れて、通信事業一般に對して聲を聞く、なんと申しますか。アドバザリーというやうな委員會を現在考へております。これを作りたというところまで考へております。

○鈴木清一君 郵便料金の問題でありまして、この料金につきましては、法律の中にはつきり決められておるが、政令には譲らないというところになつております。そうしますと、この法律そのものが豫算の内容をも當然含んでおることになるわけであつて、單に法律だけでは性質のものであるやうに思ひます。そうしますと、この法律を決する場合には、その料金その他他採算制を以て、他から援助を受けないでやつて行けるという見通しを持つておるものであるか。その上にこの料金というものを決められたものであるかどうか。若し通信事業のみを以ては、到底この収入を以ては、收支を償ふことができない。或いは一般會計その他から補助を受けなければならぬというやうな見通しの下に、この料金が決められたことであるとするれば、その特別會計の獨立採算制というものを放棄するやうなことになるものであるか。或いは將來行財政整理でもし

て、やうして支出の方を少くして行くというやうなことが含まれておるものであるか。或いは將來料金をもつと殖やして行くというやうな含みがあるものであるかという點を、一つお聴きしたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) 今の新谷さんのお尋ねに對して、お答えをいたします。第一の特定郵便局の制度であります。これはいろいろ／＼全邊の提議の中にも、これは重要な問題として取上げられておるのですが、詳細については、これを詳細に申述べる機會があるかと思ひますが、逓信省の考え方、やはり今日まで變つていないのであります。それは特定局制度というものが問題になるというところは、特定局がよい、悪いと言つて、これは名前でありまして、三等郵便局でも同じ名稱であります。結局この特定局の中に含まれておる制度というものに、新しい事態に即さないやうなものがあつたらば、この制度を改善せんければならぬ點は多々あることでもあります。それについて、経営協議會等においても、そのいろいろ／＼時期的には、これが直ぐにいつて、豫算等の關係でできない問題もあつますが、いろいろ／＼弊害の面として指摘されておるやうな問題は、今日まで改善もして參つたこと、今後改善して參つて行くこと、特定局制度の中に含まれておる弊害の面を、これを改善しながら、特定局という一つの今日の制度というものは、まあ制度を置くという、内

容が變つて来るというので、非常に語弊があるのですが、併し特定局という今日の方式は置きながら、その弊害の面だけを是正して行つて、特定局が新しい事態に即應した制度として行きたい、まあこういう考へでやつておるのであります。新谷さんもよく御存じの通り、いろいろ／＼改善を今日まで加えて來た。今後も弊害の面は、改善を加えて行く、併し特定局という一つの方式は残して行くと、こういう考へ方でありまして。

第二の郵便局の今後の設置の方針であります。これは獨立採算制というので、採算ということも考へなければならぬが、一方において非常に公益事業でありますので、理想としては、現在二町村に、郵便局のないのがあつた。これはなんとしても、いかに算盤が合ふが合ふまいが、少くとも各町村に一つの郵便局は作ると、こういうことに進んで行きたい。ただ併し御承知のように、それには豫算が伴つて、こういう國家財政の窮乏した時でありまして、一時には參らないのであります。そうなつて來ると、必要の度合と申します。必要はどこでも必要でありまして、人口或いは他の郵便局との距離等も考へまして、比較的急ぐと思はれる所からこれを設置の計畫を立てておき、一日も速やかに全國に郵便局のない村、町はないということにしたいと考へております。

第三の、この通信事業の運営が、この法律案の政令に委ねられておる問題、或いはその他一般の通信事業の運営に民間の一つの態を取り入れなければならないというものは、全く私も同意見であります。これは逓信省が獨善的に陷つてはいけなかつた、こういう、各政府の事業の中で、通信事業だけ國民と密接な關係を持つておるものはないわけでありまして、これは政府事業の中においても、最も民間の態を反映して、その態が通信事業の運営の中に取り入れられて行くことが必要なので、官制としていたしますかどうかは別をいたしまして、新谷さんのサゼストされましたやうな一つの民間の態を取り入れて、通信事業一般に對して聲を聞く、なんと申しますか。アドバザリーというやうな委員會を現在考へております。これを作りたというところまで考へております。

○鈴木清一君 郵便料金の問題でありまして、この料金につきましては、法律の中にはつきり決められておるが、政令には譲らないというところになつております。そうしますと、この法律そのものが豫算の内容をも當然含んでおることになるわけであつて、單に法律だけでは性質のものであるやうに思ひます。そうしますと、この法律を決する場合には、その料金その他他採算制を以て、他から援助を受けないでやつて行けるという見通しを持つておるものであるか。その上にこの料金というものを決められたものであるかどうか。若し通信事業のみを以ては、到底この収入を以ては、收支を償ふことができない。或いは一般會計その他から補助を受けなければならぬというやうな見通しの下に、この料金が決められたことであるとするれば、その特別會計の獨立採算制というものを放棄するやうなことになるものであるか。或いは將來行財政整理でもし

て、やうして支出の方を少くして行くというやうなことが含まれておるものであるか。或いは將來料金をもつと殖やして行くというやうな含みがあるものであるかという點を、一つお聴きしたいと思ひます。

會からのサセツツンを受けて、それ
もの、まあ制度を置くという、内
見であります。これは通信省が獨善的
どうか。或いは將來行政整理でもし
しまして、或る程度の料金の値上げを

お認め願つて、そして先ず五ヶ年間
くらの長期の計畫を立てて、長期計
畫による獨立採算制の線に沿つてや
つて行きたいと思ひます。獨立採算制と
申しましたも、これは直ぐに一年や二
年でバランスが合うようにはとてでも
きない状態でありますので、一應五年
なり或いは長くも七年くらい、五年乃
至七年くらいの一つの計畫の下に、今
までの赤字を補填して行つて、通信特
別會計を健全なものにして行く、こ
ういうことでその計畫を今進めておる
次第であります。一面において通信會
計の收入を殖やすためには、この郵便
事業につきましては、記念切手の發行
とか、或いはその法律案にも出ており
ますようないく／＼な、今までの制度
の上に、代金引換とか、通貨保險扱と
か、こゝろの制度を復活したり、市内
小包の制度を實施したりして收入を殖
やして行く、いろいろの方面から增收
策を考えておる。一方において、御指
摘になりました經營の合理化の面にお
いても、今日の段階においてはできる
だけ配置轉換をやつて、新規の採用と
いうものを抑制して行きたい。今年の
定員も、豫算定員を非常に削減いたし
まして、豫算に現われておる数字は四
十一萬五千人でしたが、これは從來の
定員からは數萬の削減になつておるの
であります。殆どぎり／＼の定員で、
なるべく新規採用を抑制して、人件費
の面から来る節約をしながら、一方に
おいては長期のそういう計畫を立て
て、通信會計というものを健全なもの
にしたい、この線に沿つて獨立採算制
を考えて行きたい、こゝろ方針でや
つておる次第であります。

○水橋藤作君 ちよつとお伺ひしたい
のですが、この特定局という名稱です
が、これは今も大臣もお話しになりま
したように、一般局と殆ど違わないと
ころまで待遇總てが改善されておるに
も拘らず、この特定局という名稱があ
ることによつて非常に名稱があること
ですが、何らかの名稱を變えることに
よつて非常に、紛争と申してはおかし
いですが、全通と特定局に現在あるあ
れが解消できるように思ふのですが、
この點如何でしょうか。

○國務大臣(三木武夫君) 前は、私が
知つておるときには三等郵便局といつ
ておつたようですが、特定局というの
はそういう官名でないのです。特定
郵便局長という官名があるだけで、今
までのやつて来たような制度を總稱し
て特定局制度とこう言つておる。實際
は特定局という官名はなく、何々村郵
便局とこう言つておるので、一つのそ
ういう今までのやつて来たやり方、
方式を總稱して特定局制度と言つてお
るので……。この名前という問題はそ
う大した問題でないと思ふのであり
ます。その内容を改善して行くというこ
とが一番根本的な……。特定局制度に
對していろいろの批判が行なわれるの
も、その内容の問題で、特定局という
名前そのものに對しての問題ではない
と、こう考へておる次第であります。

○鈴木直人君 先程の御答辭で大體方
針は分りましたが、これは別個の問
題であります。先程堀越さんのお話
もありましたのですが、それに對して
御説明もあつたんですけれども、最近
非常に郵便物が遅延乃至不著のことが
多い。これが一般の國民から見ると、
一番問題であると思ひます。そうして
まあ郵便局に頼むよりもみずから持つ
て行つた方が確實であるというように
考へ方からして、大切な郵便物は汽車
に乗つて運搬しておるといふような實
情であるわけですから。この理由、原因は
いろいろありまして、總てが尤ものこ
とであると思ひますが、何とかして
郵便に對する不信感というものを取り
返す必要があるような感じがするので
あります。例えば郵便物が不著であ
つたとか、或いは非常に遅延しておつ
たという具体的な例を捉えて、
そうしてそれがどういふ原因であつた
かというようになことをお調べになつて
おると思ひますが、その具體的な例を
一つ教えて頂きますか、こゝろのこと
が主なる原因であるというようにこと
を一つ御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員(小笠原光壽君) 郵便の速
度の點につきましては、先程大臣から
もお答え申上げましたように、逓信省
としまして何とかしてできるだけこれ
を引上げるように、速度を向上させま
するような意味で、いろいろ努力を
いたしておる次第であります。何分
も多數の従業員、而もその中の又多數
の者は比較的年少の者があります。部
内に就職いたしましてから非常に期間
の短い者が相當澤山おるような關係も
ございまして、又物的施設も今日にお
きましては、戦前と異なりまして、各種
の點において低下しておりますことは
申すまでもないような状況でございま
す。そのために國民の皆様方に十分御
満足行く程度のサービスはまだ現に
提供申上げることができていないとい
うことは甚だ申しわけない次第である
と存じます。今後でもできるだけ努力
したいと存じます。

御質問は、郵便が非常に遅れる場合
は、どういふ具體的な場合があるかと
いう御趣旨と了解いたしました。こ
れは一つには、先ず初めに郵便の區
分、郵便物を引受けまして、引受けた
郵便局で結局配達する局へ送りまた
めに郵便物の區分をいたします。その
區分の方法がいろいろあるわけなん
ですが、その従業員が慣れていない場合
においては、時にその區分の方法を誤
ることがございまして、そのために目
的とする局へ送るべき行囊の中に入れ
ないで、間違つて他の方面に行く行囊の
中に入れてしまふということが起きて
來ます。そうなりますと、例えば大阪
から東京宛の郵便物である場合にお
いて、若し間違つて東京に來るべき行囊
の中に入れないで、假りに九州に入れ
れる、或いは北海道の行囊に間違つて入
れるという事態が起きた場合を想
像いたしますと、非常に迂遠な経路を
經て間違つた郵便局まで一過送される。
そこで初めてその誤區分というところ
を發見されますと、正當の名宛のところ
へ更に改めて送られるわけございま
すから、そういうような場合には非
常に日数を食ふというところが想像され
ます。それからそれは行囊の中へ入れ
る場合の話でございまして、又今度
は行囊を鐵道に載せて目的地へ輸送い
たしておるわけございまして、鐵道
に載せる行囊自身を誤つて、上りの列
車と下りの列車と誤つて上りに搭載す
るといふことを想像いたしますと、こ
れ又飛んでもない手違いのために、非
常な時日を要して初めて正當の局へ行
きまして送達されるということも考
えられます。それから又郵便物の取扱
は、各段階において區分ということが
行われるわけございまして、例えば引

受郵便局で初めに區分する、それを又
名宛の郵便局で配達するための區分
をする、それから又實際それを配達す
るための配達の道順に揃える區分をい
たします。その外中間の局において區
分いたす場合も多々生じて來るのだ
が、そういう場合に先程の誤區分の外
には、これも又そういうことがあつて
はいけませんが、極めて稀の事例
ではあります。區分の箱の中に一枚
だけ残つておるようなことも稀には
ございまして、それは勿論そういう場合
には、その區分箱をその日必ず検査す
ることにはなつておりますけれども、極
めて稀有な例としては、一枚だけ残つ
ておつたというような場合には、それ
だけ遅れるということも起きて來るわ
けであります。そういうような場合が
いろいろ想像されるわけでありま
す。これは要するに従業員の訓練の
問題、それから監督者の監督指導の問
題、そういう點に特に重點を入れなけ
ればならんと考へておる次第ござい
ます。できるだけあらゆる機會を通じ
まして、そういうような事故をなくす
よう努力いたしておりますと同時に
に、先程大臣から御説明申上げまし
たように、郵便物の亡失であるとか或
いは一部がなくなる、著かないといふ
ような事故の處理の仕方につきまして、
まだ實際には實行いたしてございま
せんが、極く最近の機會において、今ま
では又異つた處理方を實行することに
目下研究中でございまして、この方法
は特にG H Qの方からも非常な熱意を
以て援助されておる次第でございま
す。こゝろ方針でやつておる次第で
ございまして、更にさ
るる場合におきましては、更にさ
うな事故の防遏の點におきまして漸次

よくなつて参るのじやないか、かように考へております。

○鈴木直人君 只今の御説明によりまして、素人の一般の人の納得できるような感もするのではありませんが、大體において遅延の理由は、制度、或いは機械設備とか施設、そういうふうなものが戦争によつて破壊されてまだ復舊をしない、その結果止むを得ずこういうような状態になつておるものではないかという考へ方、更にもう一つは、運営の點において、逓信省内において執務をされておる方々、いわゆる人間の働かざるが精神の持ち合合というふうな點が影響をしてこういふふうになるのであるか、どちらがその原因であるかといふようなことを巷間において相當話合つておるのを聞いておるのではありませんが、只今の御説明は、主として施設というよりも人の問題にあるようにも思ひます。勿論素人が多いとか、訓練されない人が多いという點もありまして、併しながら訓練されない人は訓練されないように又職域に奉公するところの考へ方を強く持つことによつて、その過誤を改めることができるというふうなことも考へるのであります。先般例えは有名な山猫争議というふうなこともありまして、あれにつきましても、人によりまして當然であるというふうな考へ方も持ちましようし、或いはいろいろな諍論もあるわけではあります。その原因はやはり食糧その他の収入が足りないという點が原因として、本當に朝から晩まで熱心に働く者こそ、家庭においては配給物がなないために生活が困難である。餘り働かないでそうして食糧漁りをしておれば却つてその方が裕福であるとい

うような現實もあるわけでありまして、いづれにいたしましても士氣の弛緩といふ点か、そういう點があるのではないかと、そういう點があるのではないかと、世間にもよく話を聞いて、こゝろが本當の原因であるといふことが非常に郵便物に對する信頼或いは逓信當局に對する信頼にもなると思ひます。先般お伺ひいたしました次第でございまして、その人の運當といふ點についても、十分訓練をされておることを拜承したわけでありまして、尙一層一つ御努力をお願いしたいと思ひます。

○新谷寅三郎君 先般堀越さんの質問にもありましたが、先般打合せで大臣が、ちよつと片鱗を漏らされたもので、これは非常に結構な考へと、私自身としては非常に賛成をするのであります。郵便だけではありません、電氣通信方面におきましても、通信事業のやうな事業は、逓信省という役所でやつておられましても、實際他の官廳とは非常に違つておるわけでありまして、一般行政官廳と一律に劃一的に取扱つております。今の状況は、制度上に見ても非常に悪いのではないかと、感じがするのではありません。特に郵便事業の如きは、電氣通信事業と比べますと、派手ではあります。従来員も自分達の下積だといふ感じを持ち勝ちなのであります。而もこの仕事は、只今政府委員からの御説明もありましたやうに、非常に仕事に慣れないとこの法律の冒頭に書いてありますやうに、完全に確實に仕事をすることができない、

又集配手の如きになりますと、絶えず毎日のように國民に接するわけでありまして、どうして國民と非常な親しみを持つやうな者であつて欲しいわけでありまして。結局従業員が成るべく長い間繼續して勤務をして貰つて、郵便事業のために自分の一生を捧げるといふ人が澤山あればある程、郵便事業はよくなつて行くといふわけでありまして、そういう意味においては、他の一般行政官廳と違ひまして、制度的にも又従業員に對する一般の處遇につきましても、格段の考慮をして行かなければならぬのではないかと私ども考へておるのではありませんが、先般御方針の片鱗だけを伺つたのであります。大臣からお答え支えない範圍で、具體的に考へておれば非常に結構だと思ひるのであります。

それからこれは政府委員の御答辭で結構であります。或いは私が讀み違ひしておるのかも知れませんが、間違つておりましたらお教え願ひたいのであります。それはこの郵便法に書いてあります損害賠償の問題と、先般でございました國家賠償法との關係についてであります。國家賠償法によりまして、「國又は公共團體の公權力の行使に當る公務員が、その職務を行うに當りて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加へたときは、國又は公共團體が、これを賠償する責任を負ふ」といふ規定があります。第一に、郵便事業の如きものが「公權力の行使に當る公務員」といふものに該當するかどうかが問題、それから若し公權力の行使に當らないといふ解釋が決してありますならば、結局民法の七百五十

五條であります。この不法行為の規定が適用になると思ひますが、どちらで行くのでありましようか。

それからこの國家賠償法の第五條であります。これには「國又は公共團體の損害賠償の責任について民法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる」といふ規定があります。郵便法の損害賠償の規定が、この第五條の「他の法律に別段の定めがあるとき」といふところに該當する趣旨で、結局郵便事業につきましても、國家賠償法の適用はない、郵便法だけで行くのだといふ御解釋であります。この點は讀んでみました。が、解釋があまりはつきりしませんので、その點御説明をお願いしたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君) 新谷委員のお尋ねの點は、逓信省のやうな、或いは特別な現業官廳が、一般行政官廳と同じやうな仕組ではやりにくいのではないかと、いふやうな御趣旨でございまして、私個人としてはそういう意見を持つております。實際に自分がやつてみまして、どうも内務省とか商工省といふやうな一切のものが、そういう行政官廳を現業官廳が、同じやうな一つの方式でやられるといふことに、非常な不便を感じるのではありません。逓信大臣が現業、而もそれが爭議權を持つた現業官廳の者を管轄しながら、逓信大臣は力がないのです。殆ど何を言つてもその方法がないし、こゝろに對しては私人としては、これは改革しなければならぬと思ひまして、そこで給與の問題についても、例えば内務省なら内務省の給仕はやはり今のやうな學歴と年齢、勤続年限なんかで

行つておるのですが、逓信省のやうな場合は、皆年が若い人が獨立したオペレーターをやつておる。その年のものは他の役所へ行つたら、獨立した責任を持たされないので、お茶を入れたり、何も大した重要な仕事をしない。一方逓信省に行くとやはりそれがオペレーターをやつたりして、重要な責任を持つておる。そこで現業官廳の給與體系のためにも、やはり一つの技能給とか、或いは能率給といふやうなものも、非常に現業官廳としては、正確迅速という中には能率的な要素が非常に入つておる、能率給的なものも、これは考へて行かなければならぬ、さうなつて来ると一つの全然別個の給與體系といふものは、いろいろな支障がありましようが、一應基本的なものは、一つの一般の體系によつて、その上に技能給的な能率給的な、現業官廳に特別のやはり給與體系、給與形式といふものを認めて行くやうな形でないかと、非常に現業官廳がやりにくいといふことを、就任以來痛切に感じてまして、こゝろから内閣にも私は今一つの提案をしておるわけでありまして、具體的な案ではありませんが、こゝろに於けるだけこゝろの形に一つ早く實現をさしたいといふことで、努力をしており、御説の通りなことを私は自分の經驗を通じて非常に痛感を感じております。

○政府委員(小笠原光壽君) 只今の郵便法に書いてあります損害賠償の規定と、國家賠償法との關係につきましても、御質問につきましても、お話の通り郵便物に關する損害賠償については、郵便法の規定が、國家賠償法の第

に郵便物に關する損害賠償について
は、郵便法の規定が、國家賠償法の第

るものであるかどうか。これは事業運営の方面から見ますと、もう一遍考

これは支障を來しますので、そういう點から、單に給與の問題だけでなく、

た電報の遅延もそうであります。折角打つたウナ電が半月も、一月近くも後

總じて皆が不深切になつておるのですね。今いろいろの役所仕事が……。こ

で一つの収入を擧げて行きたいという
考え方、増収の面を考えておるわけ

であります。

一方において支出の面についても、先程も申述べたのですが、合理的に支出の面を考えて行つて、そうして五年乃至七年くらいの長期計畫を立てて、それまでの間は通信會計というものは非常に健全なもので、まあ五年乃至七年の間にはいろ／＼な赤字も補填して、もう全く一人歩きできるように健全な特別會計にしたい。こういうことで獨立採算制を考えて、一方において増収策も立てておる次第であります。

○藤田芳雄君 今の電話の収入の問題であります。これは私も思ふのであります。これは他の郵便料金を上げるように、いわゆる一般國民の物價體系などに響く面も不足であります。而もその収入が大きいとなればお話の如くんと増設して頂きたいと思ふ。その場合には赤字公債というものを考えられるか知れませんが、それよりも今現在行われておる形のもので、例えば電話の架設費というよりなものが餘りに低廉過ぎて、あれでは獨立採算制という建前からしたらちよつとおかしいのではないか。あんなところは今日只今から改正してもよいと思ふ面が随分あるように思ひます。そういう點について何か御調査がないのですか。

○國務大臣(三木武夫君) その點については只今検討中であります。近く具體案を作りたいと思ひます。

○堀越儀郎君 今お尋ねのあつたことに關聯して自分の意見を申述べたいのであります。現在一般が一番困つておるのは電話の増設の問題であります。それが架設費が餘りに低廉である

ということば、先程申されましたこととよく分るのであります。實際の費用の方面から言いますと少し話は大きくなるかも知れませんが、現在人の權利を買つて架設するのは三萬圓かかるということを開くのであります。つまり權利を賣買されるのに二萬圓、それから架設されるまでに一萬圓、一萬圓という問題についてはこれは網紀紊亂の問題に關係して来るのであります。このような問題でいつぞや新聞に出ておりましたが、七十餘件の犯罪があつたということでありまして、發見されないものが尙多数にあるのではないかと。そうすると權利を買うのに二萬圓、架設まで骨折つて貰うのに一萬圓、三萬圓かけても今日電話を欲しいという人が多数あると、架設費の餘りに低廉過ぎる、このことについて前にお尋ねしたところが、逓信省の方針としては最初に高く金を貰うよりも、初めに僅かな金で後長く料金を貰うことで収入を擧げたいという方針だということにお聴きしたのですけれども、併し先程の御質問のように、現在の實情にそぐわない事情から考えますと、先長く料金の収入によつて利益を擧げるというよりも、現在の實情から考えてもつと改正されていいのではないかと。思ひます。私も痛切に考へるのです。その點是非御考慮を頂いたら結構だと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) 非常に通信關係も窮迫しておりますから、從來のよくな考え方はいかんではないか。検討をして、今お話のありました將來において電話の權利金などというものは一日も早くこれはなくなるような状態にすべきだと思ひます。ただ後の何か

は架設料一萬圓というやうなそういうことは誠に遺憾なことでは、これはもう聲も私耳に入るのではありません。これは監察部なんかにも特に注意をいたしまして、今後はそういうことの豫防をしたいと同時に、若しそういうものがあつたら嚴重な調査をして、嚴重に處罰を加えて行きたいということでありまして、そういう事實がありましたならばどうぞ御指摘を願ひたい。やはりそういう事態を縣民各位の協力を得て、そういう不祥事をなくしたいと考えております。

○委員長(深水六郎君) 大臣が何かちよつと御用があるのですから、御質問があれば今のうちに早く御質問願ひます。

○山内卓郎君 ちよつと伺つても宜しうございませうか。大臣に何う程の問題ではないのですか。大臣に何う程の問題とかはがきとかいふものでございませうが、これが非常に不足しておるというやうなことをよく聴くのであります。例えば郵便局へ往復はがきを會社あたりで纏めて買ひに行きますが、そういう場合にはか／＼纏まらない。それから小さい郵便局へ行つて切手なんか求めまして、ちよつと切手が買えないというやうなことをよく耳にするのでありますけれども、實際そういう状態でありませうか。

○政府委員(小笠原光壽君) 實は本省の方の具體的な生算計畫並びにその實績から見ますと、足りない管はない管になつておるのであります。ただ切手や「はがき」は本省から全國の一定の配給を受持つておる局に送られて、その配給を受持つておる局から更に一般の普通局約五百局に分配しまして、

その約五百局の分配局からいわゆる特定郵便局一萬三千局へ賣捌くということになつております。全體的な數量としては、今日におきましては、「はがき」も切手も十分必要量を現に生産並びに配給いたしております。或いは末端まで行く途中の何處かの運轉が悪いために、或る局においては切手や「はがき」を十分賣つていないという事態が間々あり得るかも知れないと思ひますが、そういう場合はその局からその關係の配給に申出でることになつておりますが、申出れば直ぐ必要量を配給するというにしております。

○山内卓郎君 そうすると現在の必要量だけは賸れる。こういうことでありますか。

○政府委員(小笠原光壽君) そうであります。

○山内卓郎君 どうも世間では足りないといふことを言います。それから我々素人でよく分らないのでありますけれども、ポストがありまして、元は「はがき」を賣つておつたものであります。最近ポストはあつても、その近所では「はがき」や切手を賣つておらないといふやうなことを我々は見聞きしておるのであります。これは何か制度でも變つたのでありますか。

○政府委員(小笠原光壽君) 別段制度を變更したわけではございせん。ただ切手の賣捌人と申しておりますが、その切手の賣捌人に對する手数料が非常に小さい金額のものであります。そのために少しばかりの切手や「はがき」を賣つたのでは、却つて骨ばかり折つて本が取れないといふやうな向きも勿

論あると思ひます。そういうやうなこのために、そういうものを別段止めたわけでもなく、十分必要なだけの切手や「はがき」を準備してはなかつたり、或いは止めた後の今度は補充が、その賣捌人の希望者がいないといふやうなこともあると存じます。

○山内卓郎君 それは成るべく補充して頂きたいのですね。例えば日曜などになりまして、郵便物でもポストへ入れようと思ひまして、特定郵便局は閉つておる。普通の二等郵便局まで切手を買ひに行かなければならん。日曜の通信をつい月曜日に延ばすといふやうなことがあるのであります。或るべく廣く何處でも賣つて頂けるといふようにすることが逓信省の収入を殖やしになることになるんじゃないかと思ひますが、これは希望であります。

○政府委員(小笠原光壽君) 只今のお話の點は、誠に御尤もでありまして、私共もできるだけそういうやうな線に沿つて参りたいと思ひます。

○委員長(深水六郎君) この間、藤田委員から大體觸れられたのであります。が、千八百圓ペースの問題がございませうけれども、實際今までの差額支給、差額支給で、現在までの數ヶ月間というものは、手取りは二千圓をオーバーしておるわけでありまして、十二月から千八百圓ペースに下がるということになりますと、そこをどうして埋められるかといふことが、これは實際問題として起つて来ると思ひますが、そうすると結局又追加算をお出しになる積りか、或いは料金を値上げされてやりますか、そういう補給金と言ひますか、ペースを上げるという問題は

おるのは電話の増設の問題でありま
す。それが架設費が餘りに低廉である
一日も早くこれはなくなるような状態
にすべきだと思ひます。ただ後の何か
その配給を受ける局から更に一
般の普通局約五百局に分配しまして、

別といたしまして、實際問題としてそ
ういうことが起ると思ひますが、獨立
採算制度、そういうことに關連しての
問題についてどういふふうにお考えに
なつておりますか、ちよつとお伺ひし
て置きたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) それは獨立
採算制……この給與の問題は政府全般
の問題になつておりますから、政府全
般の問題として考へておるわけで、特
に通信特別會計の中でどういふ考へ
方でなくして、政府全般の問題として
いろ／＼な場合を考へて検討を加えて
おる次第であります。

○新谷實三郎君 逓信大臣のお話にあ
りました通信會計の二十五億圓の借入
金でございますが、これは今回鐵道の方
からも説明を聴きまして、多分逓信の
方も同様だと思ひます。二十五億圓と
いうのは大體五年間ぐらゐ事業の建直
しをやつて漸次返して行く、こういう
建前になつておりますが、その場合に
お考へ願ひたいことは、獨立採算制で
若し今後ともやつて行くといふこと
になりますれば、御承知の通信會計と
して一般會計に對して以前に大分繰入
金をやつておるわけでありまして、そ
ういつたものについてやはり年度の借入
金を返される時に、できるだけ大臣を
してその問題の處理方を合せて考へら
れるようにして、よくお考へ願ひたら
どうかと思ひます。それは當然のこと
であると思ひます。それから五年間に
通信會計が建直するんだといふ一つの
前提でございますが、これは誰が考へ
ても今のような恐慌から行きますと非
常にむづかしいと思ひます。それでこ
の五十年計畫の内容につきましても、
できるだけ近い機会に、皆が知れたが

つておりますから、お示しを願ひた
いと思ひますが、五十年計畫の中で事
業の収入を一面増やす、又一面先程か
らもう／＼御説明がございましたの
で、大體御趣旨は分るのであります
が、できるだけ經費の節約をやつて頂
く、この兩方面から恐らく建直しをお
考へになつておると思ひますが、經費
削減に關しましては、相當勞働協約や
何やらむづかしい問題があると思ひ
ます。この増收方面におきまして、電
話の収入でできるだけ増收を圖る。そ
れで通信事業全體をカバーして行く
というふうなことになるのであります
か。それとも郵便は郵便、電信は電信、電
話は電話というふうに、業務別に見まし
て、何れの業務も大體獨立採算制で行
きまして、五ヶ年経てば建直される
ような仕組に考へて行かれるのであり
ますか。或いはこれはお聴きするの
早いかも知れませんが、若しお差支え
なければ御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) 今のお話で
ありますが、できれば郵務の方は郵務
の方でバランスが合うように持つて行
くことが理想だと思ひます。併しこの
立直つておる途上においてはなかなか、
一つ／＼の部門でバランスが合つて行
くといふことは困難だと思ひます。や
はり、通信會計全體として見て行くよ
う外はない。將來においてはそういう
形でバランスを合はして行くことがよ
ろしいが、立直るまでの間はやはり全
體として見て行く外ないだらうと思
へております。

○委員長(深水六郎君) どうですか。
大臣はお忙しいうでございしますか。
大臣は今日この程度で打ち切りたいと思
ひますが、御異議ございせんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(深水六郎君) それでは本日
の委員会はこれで終了いたします。
午後三時二十一分散會
出席者は左の通り。

理事 深水 六郎君
委員 水橋 藤作君
山内 卓郎君
千葉 信君
中村 正雄君
重宗 雄三君
新谷實三郎君
鈴木 直人君
堀越 儀郎君
藤田 芳雄君
國務大臣 三木 武夫君
逓信大臣 三木 武夫君
政府委員 逓信事務官
(郵便局長) 小笠原光壽君

八月二十一日日本委員會に左の事件を付
託された。
一、電話増設に關する陳情(第百九
十七號)

(陳第百九十七號)昭和二十二年七月
三十日受理
電話増設に關する陳情
山形市鈴川地區電話増設促進會
長山形市議會議長 加藤市左衛
門

山形市鈴川地區は昭和十八年四月一日
に山形市に合併された地區であり、そ
の後當市の發展は此處に集注され急激
な膨脹を示したが、從來電話の架設が
極めて少く七三月に對し一基という割
合で住民は非常な不便を感じているか

ら、七〇基を増設されたいとの陳情。
九月二十九日本委員會に左の事件を付
託された。
一、「教育振興」特殊郵便切手發行に
關する請願(第百四十號)

(請第百四十號)昭和二十二年九月
十六日受理
「教育振興」特殊郵便切手發行に關する
請願
請願者 東京都世田谷區上馬二
ノ四九 三井高陽外三
十二名
紹介議員 河野 正夫君外一名
日本を再建するには教育の振興殊に
六・三制の實施と科學教育の振起が急
務である。これが爲には、施設や設備
の整備を圖ると共に、一面國民の教育
に對する關心の高揚と兒童生徒並びに
教育者の一層の奮起を望まなければなら
ない。此の際郵便切手の持つ特殊
性を利用し、眞に國の内外に普及し
人心に深い感激を與えるような「教育
振興」特殊郵便切手を發行されたいと
の請願。

十月四日本委員會に左の事件を付託さ
れた。
一、特定郵便局廢止に關する陳情
(第百七十五號)

(陳第百七十五號)昭和二十二年九
月十七日受理
特定郵便局廢止に關する陳情
香川縣昭和郵便局 小川文四郎
外五百三十六名

特定郵便局の制度は、明治五年事業開
始に際し國家財政の都合により局長の
地位の代償として局舎の提出を求め一

定額の渡切經費を支給し請負式商業的
經營により今日に至つたものであつ
て、既に政府もかかる事業形態の存續
が業務の健全なる發展を阻害している
ことの非を認めて改革に手を染めよう
としたのであつたが逓信當局は、特定
局長と一體となつて、國民の不便、從
業員の苦衷も顧みず七十餘年前に企
畫された典型的封建制度の温存を策謀
しているから、速かに本制度が撤廢さ
れるよう取計われないとの陳情。

十月二十日本委員會に左の事件を付託
された。
一、大多喜、千葉及び大原間直通
電話線架設に關する陳情(第四百
七十六號)

(陳第四百七十六號)昭和二十二年十
月四日受理
大多喜、千葉及び大原間直通電話線架
設に關する陳情
千葉縣夷隅郡大多喜町長 佐藤
均一

千葉縣大多喜電話市外線は、勝浦大
多喜二回線で、總べて勝浦局中繼で、
ふくそうが甚しく、千葉東京方面は、
もとより、郡内各局への通信すら數時
間を要することが稀でなく、殊に大多
喜町は、官公署、學校、會社、工場等
の所在地として地方政治、經濟、文化
等の中心地であるが、通信施設の件わ
ないのは遺憾であるから、一、大多喜、
千葉間、二、大多喜、大原間の何れにも
直通、二回線の増設を圖られたいとの
陳情。

十月二十七日日本委員會に左の事件を付
託された。
一、北海道富良野郵便局を普通局に

昇格することに関する請願（第三百八十八號）

（請三百八十八號）昭和二十二年十月十三日受理

北海道富良野郵便局を普通局に昇格することに關する請願

請願者 北海道空知郡富良野町

長 藤原宗信外四名

紹介議員 千葉信吾外一名

北海道空知郡富良野町は、省線根室本線と富良野線との交叉點にあつて、農作物の集散地、通信機關の根據地にして、終戦以來引揚者、戦災者、歸農者の入地により人口は急激に増加し、簡易裁判所、區檢察廳設立等發展著しいものがあるが、通信機關の整備がこれに伴わず富良野局は、現在の特定局としては業務の徹底を期し難いから普通局に昇格されたいとの請願

十一月一日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、郵便法案（第七十二號）

郵便法案

郵便法

第一章 總則

第一條（この法律の目的） この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

第二條（郵便の國營及び逓信大臣の職責） 郵便は國の行事業業であつて、逓信大臣が、これを管理する。

逓信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

一 郵便に關する條約及び法律に従い、省令を發すること。

二 法律に觸れない範圍において、郵便局を設置し、又は廢止し、郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。

三 郵便物の取集、遞送及び配達に關する施設をすること。

四 郵便の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。

五 法律に觸れない範圍において、郵便の業務に従事する者の能率の向上を圖るため必要な厚生、保健その他の施設をし、旨つ、郵便の業務に従事する者の訓練を行うこと。

六 郵便事業を行うため、財政及び會計に關する法令の定めるところに従い、必要な契約をすること。

七 前各號に掲げるものを除いて、郵便に關し逓信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條（逓信大臣の職權の委任） 逓信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に關するものを、條件を定めて、逓信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條（郵便の業務に従事する官吏） 郵便の業務に従事する官吏（特定郵便局長を含む。）の身分、給與及び服務に關する事項並びに特定郵便局長の郵便局の運営に關する事項は、この法律でこれを定めず、別に法律でこれを定める。

第五條（事業の独占） 何人も、郵便

の業務を業とし、又、國の行郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。但し、逓信大臣が、法律の定めるところに従い、契約により逓信官署のため郵便の業務の一部を行わせることを妨げない。

何人も、信書の送達を營業としてはならない。

運送營業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。但し、貨物に添附する無封の添狀又は送狀は、この限りでない。

第六條（利用の公平） 何人も、郵便の利用について差別されることがない。

第七條（利用の制限及び業務の停止） 逓信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な郵便物の取扱を確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することができる。

第八條（検閲の禁止） 郵便物の検閲は、これをしてはならない。

第九條（秘密の確保） 逓信官署の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に關して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第十條（郵便物運送の義務） 左の者は、郵便物の運送に關する法律の定めるところにより、逓信大臣の要求があつたときは、郵便物の運

送をしなければならない。

一 國の經營する鐵道、船舶又は路線を定める一般自動車運送事業を管理する者

二 地方鐵道法による地方鐵道事業者

三 軌道法による軌道經營者

四 一般交通の用に供するため航路を定め定期に船舶を運航して運送業を営む者

五 路線を定める一般自動車運送事業を営む者

六 索道事業を営む者

七 前各號に掲げるものを除いて、一般交通の用に供するため航路又は路線を定め定期に舟車馬を運行して運送業を営む者

前項の場合には、逓信大臣は、郵便物の運送に關する法律の定めるところにより、相當の運送料金を支拂わなければならない。

第十一條（海損の分擔の免除） 郵便物及びその取扱に必要な物件は、海損を分擔しない。

第十二條（検査の優先） 郵便物が検査を受けるべき場合には、他の物件に先だつて、直ちに検査を受ける。

第十三條（郵便に關する條約） 郵便に關し條約に別段の定めのある場合には、その規定による。

第二章 郵便物及びその料金

第一節 通則

通常郵便物

容積 長さ 幅 厚さ 重量

四十五センチメートル 三十七センチメートル 十五センチメートル

第十四條（郵便禁制品） 左の物は、これを郵便物として差し出すことができない。

一 爆発物、發火性その他の危険性のある物で逓信大臣の指定するもの

二 毒藥、劇藥、毒物及び劇物（官公署、醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師又は毒劇物營業者が差し出すものを除く。）

三 生きた病源體及び生きた病源體を含有し、又は生きた病源體が附著していると認められる物（官公署、細菌検査所、醫師又は獸醫師が差し出すものを除く。）

四 法令に基き移動又は頒布を禁止された物

第十五條（省令による差出の禁止） 逓信大臣は、郵便の業務に従事する者又は他の郵便物に對する傷害又は損害を避けるため必要があると認めるときは、省令で物を指定して、その物を郵便物として差し出すことを禁止することができる。

第十六條（郵便物の種類） 郵便物は、通常郵便物及び小包郵便物とし、通常郵便物は、第一種乃至第五種とする。

第十七條（容積及び重量の制限） 郵便物の容積及び重量は、左の制限を超えることができない。

(一) 第一種

第三種乃至第五種(は)に掲げるものを除く。

四キログラム
千二百グラム

(二) 第二種

第四種のうち
商品の見本及び
百人用點字のみ
を掲げた印刷物

三百グラム
三十キログラム

小包郵便物

容積 長さ、幅及び厚さ各、
五十センチメートル
又は長さ一メート
ル、幅及び厚さ各、
二十センチメートル

重量 四キログラム

逓信大臣は、取扱上支障がないと認めるときは、必要な取扱條件を定め、容積において前項の長さ、幅及び厚さの各、二倍を、重量において二十キログラムを超えない小包郵便物を取り扱うことができる。

第十八條(包装の仕方及びあて名等の記載方) 逓信大臣は、省令で、郵便物の包装の仕方及びあて名その他郵便物の取扱上必要な事項の記載方を定めることができる。

第十九條(通貨及び貴重品の差出方) 通貨を郵便物として差し出すときは、これを保険扱の郵便物としなければならない。

逓信大臣の指定する貴金属、寶石その他の貴重品を郵便物として差し出すときは、これを書留又は保険扱の郵便物としなければならない。但し、通貨とともに包装するときは、前項の規定による。

第二十條(無料郵便) 郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金、郵便

振替貯金、簡易生命保険、郵便年金、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡又は収入印紙の賣さばきの事務に關する郵便物で左のものは、無料でこれを差し出すことができる。
一 逓信官署から差し出されるもの
二 逓信官署の依頼により逓信官署にあてて差し出されるもの
無料郵便物は、他の法律に規定のあるもの及び逓信大臣が指定するものを除いて、これを特殊取扱とすることができない。

第二節 通常郵便物

第二十一條(第一種郵便物) 左の郵便物は、第一種郵便物とする。
一 筆書した書狀(特定の人にあてた通信文を紙又はこれに類する物に筆書(印章又はタイプライターによる場合を含む。)したもので、郵便葉書でないもの)を内容とするもの
二 郵便切手、返切切手券、料額印面のついた郵便葉書、収入印紙、紙幣、銀行券、公債證券、社債券、株券、貨物引換證、船荷證券、倉庫證券、爲替手形、約束手形、小切手、郵便爲替證券、商品券又はこれらに類する證券、證券若しくは證書で逓信

大臣の指定するものを内容とするもの
三 他の種類の郵便物に該當しないもの
第一種郵便物の料金は、重量二十グラム又はその端數ごとに一圓二十錢とする。

第二十二條(第二種郵便物) 郵便葉書は、第二種郵便物とし、通常葉書及び往復葉書とする。
第二種郵便物の料金は、通常葉書にあつては五十錢、往復葉書にあつては一圓とする。

郵便葉書は、逓信大臣が、省令でその規格及び様式を定めて、これを發行する。但し、省令の定めるところにより、逓信大臣の發行する郵便葉書の規格及び様式を標準として、これを私製することを妨げない。

郵便葉書は、その表面に差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所以外の事項を記載し、他の物を添附し、又は原形を變えてこれを差し出すことができない。但し逓信大臣は、省令で別段の定をすることができ。

前項の規定に違反して差し出された郵便葉書は、これを第一種郵便物として取り扱う。

第二十三條(第三種郵便物) 第三種郵便物の認可のあることをあらわす文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とするものは、第三種郵便物とする。

第三種郵便物とすべき定期刊行物は、逓信大臣の認可のあるものに限る。
逓信大臣は、左の條件を具備する定期刊行物につき前項の認可をする。

一 毎月一回以上號を逐つて定期に發行するものであること。

二 掲載事項の性質上發行の終期を豫定し得ないものであること。

三 政治、經濟、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく發賣されるものであること。

第三種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端數ごとに五十錢とする。但し、毎月三回以上發行する新聞紙、官報及び公報で發行するその一日分又は一部を内容とするものの料金は、重量百グラム又はその端數ごとに十五錢とする。

第二項の認可を受けた者は、直ちにその料金として二百圓を納付しなければならない。

第二十四條(第三種郵便物の認可の取消) 逓信大臣は、前條第二項の認可をした定期刊行物が同條第三項の條件を具備しなくなつたときは、その認可を取り消すことができる。

第二十五條(第三種郵便物の類號等の變更) 第二十三條第二項の認可を受けた定期刊行物の類號、掲載事項の種類又は發行人の變更については、省令の定めるところにより、逓信大臣の認可を受けなければならない。

前項の認可を受けた者は、直ちにその料金として、一事項の變更の場合にあつては百圓、二事項以上の變更の場合にあつては百五十圓を納付しなければならない。

第二十六條(第四種郵便物) 左の物を内容とする郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。

一 印刷物(百人用點字のみを掲げたものは、これを印刷物とみなす。)

二 業務用書類(特定の人にあてた通信文でない事項を紙又はこれに類する物に記載した物)

三 寫眞、書、畫及び圖

四 商品の見本及びひな形並びに學術上の標本

第四種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端數ごとに一圓二十錢とする。但し、百人用點字のみを掲げた印刷物を内容とするものの料金は、重量一キログラム又はその端數ごとに十五錢とする。

第二十七條(第五種郵便物) 左の物を内容とする郵便物で開封とするものは、第五種郵便物とする。蠶種を内容とする郵便物で逓信官署の承認のもとに密閉したものも、同様とする。

一 省令の定める植物種子 苗、苗木、莖及び根、樹皮並びにきのこで栽培又は培養の用に供するもの
二 蠶種、家きんの卵、蜂及び食用がえるで繁殖又は飼養の用に供するもの
三 法令の規定に基いて行つた食糧の検査のため官公署相互間に發受する食糧の標本

第五種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端數ごとに十五錢とする。
第二十八條(第三種乃至第五種郵便

物の記載事項等の制限 第三種郵便物、第四種郵便物及び第五種郵便物の外部には、差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附することができない。但し、逓信大臣は、省令で別段の定をする

第三種郵便物、第四種郵便物及び第五種郵便物の外部には、差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附することができない。但し、逓信大臣は、省令で別段の定をする

前項に規定する郵便物の内容たる物には、省令の定めるところにより、その物の送付にあたり必要な事項を記載し、又は他の物を添附することができない。

前二項の規定に違反して差し出された郵便物は、これを異種の通常郵便物とともに包装したものとみなす。

第二十九條(異種混合) 異種の通常郵便物とともに包装したものは、これをその種類中の最高料金を納付すべき郵便物として取り扱う。但し、第二種郵便物を他種の郵便物とともに包装した郵便物は、これを第一種郵便物として取り扱う。

第三節 小包郵便物 第三十條(要件) 信書以外の物を内容とする郵便物で、その包装の表面のみやすい所に小包なる文字を掲げたものは、小包郵便物とする。

小包郵便物には、第二十八條第一項及び第二項の規定を準用する。 第三十一條(料金) 小包郵便物の料金は、重量二キログラムまで五圓とし、二キログラムを超える二キログラム又はその端数ごとに三圓を増す。

逓信大臣は、省令で、都の區の存する區域内、同一特別市内又は同一市町村内のみにおいて發育する小包郵便物の料金を前項の料金の半額まで低減することができ

第三章 郵便に關する料金の納付及び還付

第三十二條(料金納付の方法及び時期) 郵便に關する料金は、この法律に別段の定めのある場合を除いて、郵便切手でこれを前納しななければならない。

料額印面のついた郵便葉書については、これを郵便物として差し出したときに、その印面にあらわされた金額の限度において料金の納付があつたものとする。

郵便に關する料金は、省令の定めるところにより、これを通貨で納付することができ、又、郵便料金及び特殊取扱の料金は、省令の定めるところにより、一箇月内に差し出す郵便物の料金及び特殊取扱の料金の概算額の三倍以上の額に相當する通貨を擔保としてこれを後納することができ

第三十三條(切手類の發行及び賣さばき) 郵便切手その他郵便に關する料金をあらわす證券は、逓信大臣が、これを發行し、郵便局及び別に法律の定める賣さばき人において、これを賣りさばく。

第三十四條(切手類の記號) 郵便切手その他郵便に關する料金をあらわす證券は、逓信大臣の承認を受けて、記號を施してこれを使用することができ

前項の記號に關する事項は、逓

信大臣が、省令でこれを定める。

第一項の承認を受けた者は、直ちにその料金として百圓を納付しなければならない。

第三十五條(無効な切手類) 汚染し、若しくは損壊された郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくは損壊された郵便葉書は、これを無効とする。

第三十六條(料金納付の義務の消滅) 郵便に關する料金納付の義務は、その納付すべき日から六箇月以内に納付の告知を受けないことに因つて消滅する。

第三十七條(料金の不納金額の徴收) 郵便に關する料金の不納金額は、逓信大臣が、國稅滯納處分の例によりこれを徴收する。

前項の不納金額につき、逓信大臣は、國稅に次いで先取特權を有する。

第三十八條(料金の還付) 郵便に關する既納の料金は、左のものに限り、これを納付した者の請求に因りこれを還付する。

一 過納の料金 二 特殊取扱その他この法律に定める特別の取扱をする郵便物について、不可抗力に因る場合を除いて、逓信官署がその取扱をしなかつた場合、又はその取扱をしなかつた結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱の料金

三 逓信大臣が損害賠償をしななければならない場合における當該郵便物の料金及び特殊取扱の料金(書留料及び保險取扱料を除く。)

四 郵便差出箱の私設又は郵便私書箱の使用を廢止した場合における廢止した月の翌月以後の料金

第三十九條(料金の還付の請求) 前條の規定による料金の還付の請求は、前條第一號及び第二號の料金については、その料金を納付した日から一年、同條第三號の料金については、逓信大臣が損害賠償をする旨の通知を受けた日から六箇月、同條第四號の料金については、私設又は使用を廢止した日から、六箇月を経過したときは、これをすることができない。

第四章 郵便物の取扱 第四十條(引受の際の申告及び開示) 逓信官署は、郵便物引受の際、郵便物の内容たる物の種類及び性質につき、差出人に申告を求めることができ

前項の場合において、郵便物が差出人の申告と異なりこの法律又はこの法律に基く省令の規定に違反して差し出された疑があるときは、逓信官署は、差出人にその開示を求めることができる。

差出人が第一項の申告又は前項の開示を拒んだときは、逓信官署は、その郵便物の引受をしない。

一 當該郵便物の發送準備完了前であるとき 郵便によるもの

二 當該郵便物の發送準備完了後であるとき 電信によるもの

三 差出郵便局が當該郵便物を配達すべきとき

第四十四條(轉送) 郵便物の受取人がその住所又は居所を變更した場

とができる。

第四十一條(取扱中に係る郵便物の開示) 逓信官署は、その取扱中に係る郵便物がこの法律又はこの法律に基く省令の規定に違反して差し出された疑があるときは、差出人又は受取人にその開示を求め

ることができ

差出人又は受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができな

きないときは、逓信大臣の指定する逓信官署において、その郵便物を開くことができる。但し、封かんした第一種郵便物は、開かないで差出人にこれを還付する。

第四十二條(危險物の處置) 逓信官署は、その取扱中に係る郵便物が第十四條第一號乃至第三號に掲げる物と内容とを異にするときは、危險の發生を避けるため棄却その他必要な處置をすることができ

この場合においては、直ちに差出人にその旨を通知しなければならない。

第四十三條(あて名變更及び取もどし) 郵便物の差出人は、當該郵便物の配達前又は交付前に限り、あて名の變更又は取もどしを差出郵便局に請求することができ

あて名變更料及び取もどし料は、左の通りとする。

二圓五十錢	取もどし
五圓	あて名變更
四十圓	電信によるもの
三十圓	取もどし
二圓五十錢	取もどし

合において、あらたな住所又は居所が判明しているときは、その郵便

郵便物は、これをそのあらたな住所又は居所に轉送する。

書留、保險投若しくは速達とした通常郵便物又は小包郵便物を轉送したときは、逓信官署は、配達の際あらたに受取人に當該郵便物の料金及び書留料、保險投料又は速達料を納付させる。受取人が納付しないときは、差出人が、これを納付しなければならない。

第四十五條(受取人の證明) 逓信官署は、郵便物の受取人の眞實を調査するため、受取人に對して必要な證明を求めることができる。

第四十六條(正當の交付) この法律又はこの法律に基く省令に規定する手續を経て郵便物を交付したときは、正當の交付をしたものとみなす。

第四十七條(郵便差出箱の私設) 郵便差出箱は、逓信官署の承認を受けて、これを私設することができ、前項の郵便差出箱の私設に關する條件は、逓信大臣が、省令でこれを定める。

第四十八條(私設郵便差出箱の取集料) 私設郵便差出箱の取集料の額は、一年につき、左の金額の合計額とする。

一 一日の取集度數による金額
六度以上のもの 三百六十圓
三度以上のもの 三百圓
二度以下のもの 二百四十圓

二 一日の取集路程による金額
當該郵便差出箱の設置に因り取集のための路程がのびた場合において、そののびた路程に一日の取集度數を乗じたもの

の百メートル又はその端數ごとに 二十圓

前項第二號の路程は、逓信官署の定めるところによる。

第四十九條第一項に規定する期中の途中において郵便差出箱の私設の承認があつた場合におけるその期の取集料及び一年にみたない期間を限り設置する私設郵便差出箱の取集料は、月割額による。

第四十九條第一項に規定する期中の途中において取集度數又は取集路程に異動を生じたときは、その期の料金は、これを改定しない。

第四十九條(私設郵便差出箱の料金の納付期日) 前條の取集料は、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年三月三十一日まで、の二期に分ち、毎期分を當該期の初日の前日までに納付しなければならない。

前項の期中の途中において郵便差出箱私設の承認があつた場合におけるその期の取集料は、これを直ちに、一年に滿たない期間を限り設置する私設郵便差出箱の取集料は、その全額をその期間の日の前日までに納付しなければならない。

第五十條(郵便私書箱) 逓信大臣は、郵便局に郵便私書箱を設け、省令でその使用に關する條件を定めることができる。

郵便私書箱の使用料は、一年につき、左の通りとする。

一 當該郵便局に設けられた郵便私書箱の数が二百以上であると
二百圓
二 當該郵便局に設けられた郵便

私書箱の数が百以上二百未満であるとき 百二十圓

三 當該郵便局に設けられた郵便私書箱の数が百未満であると 八十圓

同一の郵便私書箱について二箇以上のかぎを貸與するときは、前項の使用料は、かぎ一箇を超える一箇ごとに二十圓を増す。

郵便私書箱の使用料には、第四十八條第三項及び第四項並びに前條の規定を準用する。

第五十一條(料金未納又は料金不足の通常郵便物) 料金未納又は料金不足の通常郵便物で特殊取扱としないものは、受取人が、その不納金額の二倍に相當する額の料金を納付してこれを受取るることができる。

第五十二條(郵便物の還付) 受取人に交付することができない郵便物は、これを差出人に還付する。この法律又はこの法律に基く省令の規定に違反して差し出された郵便物は、第二十二條第五項及び第八十一條に規定する場合、第四十二條の規定により棄却された場合並びに前條の規定により受取人が受け取つた場合を除いて、これを差出人に還付する。

郵便物の差出人が還付すべき郵便物の受取を拒んだときは、その郵便物は、國庫に歸屬する。

第五十三條(郵便物の還付の際の料金) 書留若しくは保險投とした通常郵便物又は小包郵便物を差出人に還付すべきときは、差出人は、あらたに當該郵便物の料金及び書留料又は保險投料を納付しなければならぬ。

前條の規定により郵便物を差出人に還付すべきときは、差出人は、左の各號の區分に從ひ、夫、その號に掲げる額の料金を納付しなければならない。

一 料金が未納又は不足であると
その不納金額の二倍に相當する額

二 當該郵便物が第十九條の規定に違反して差し出されたとき
書留料の二倍に相當する額

第五十四條(還付不納の郵便物) 差出人に還付すべき郵便物で、差出人不明その他の事由に因り還付することができないものは、逓信大臣の指定する逓信官署において、これを開くことができる。

前項の規定により開いても、なお配達することも還付することもできない郵便物は、逓信大臣の指定する逓信官署において、これを保管する。

前項の規定により保管した郵便物で有價物でないものは、その保管を開始した日から三箇月以内にその交付を請求する者がないときは、これを棄却し、有價物で滅失若しくは損壊のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものは、直ちにこれを賣却し、その賣却代金の一割に相當する金額を以て賣却手数料に充てた上その殘額を保管する。

前項の規定より賣却された有價物以外の有價物及び同項の規定により保管される賣却代金は、當該郵便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がないときは、國庫に歸屬する。

第五十五條(誤配達郵便物の處理) 郵便物の誤配達を受けた者は、その郵便物にその旨を表示して郵便差出箱に差し入れ、又はその旨を逓信官署に通知しなければならない。

前項の場合において誤つてその郵便物を開いた者は、これを修補し、且つ、その旨並びに氏名及び住所又は居所を郵便物に表示しなければならない。

第五十六條(省令への委任) この法律に規定するものの外、郵便物の差出、交付及び配達に關し必要な事項は、逓信大臣が、省令でこれを定める。

第五章 郵便物の特殊取扱

第五十七條(特殊取扱の種類) 逓信大臣は、郵便物の特殊取扱として、この章に定めるところにより、書留、保險投、速達、引受時刻證明、配達證明、内容證明、代金引換、特別送達及び年賀特別郵便の取扱を實施する。

第五十八條(書留) 書留の取扱においては、逓信官署において、當該郵便物の引受から配達に至るまでの経路を明かにしておくため必要な記録をする。

書留の取扱は、保險投とする郵便物以外の郵便物につき、これをするものとする。

書留料は、五圓とする。

第五十九條(保險投) 保險投においては、逓信官署において、當該郵便物の引受から配達に至るまでの経路を明かにしておくため必要な

記録をする。

書留料は、五圓とする。

第五十九條(保險投) 保險投においては、逓信官署において、當該郵便物の引受から配達に至るまでの経路を明かにしておくため必要な

記録をし、若し、送達の途中において當該郵便物を亡失し、又はき損した場合には、差出の際通信官署に申出のあつた損害賠償額の全部又は一部を賠償する。

保險取扱は、書留とする郵便物以外の郵便物につき、これをするものとする。

第一項の損害賠償額は、五千圓以下とし、郵便物の内容たる物が、通貨であるときは、その金額を、通貨以外の物であるときは、その時價を超えることができない。

保險取扱は、左の通りとする。

一 損害賠償額が五百圓以下であるとき

通貨 十五圓
通貨以外のもの 十圓

二 損害賠償額が五百圓を超えるとき

五百圓又はその端數ごとに五圓を前號の料金額に加えた金額

第六十條(連達) 連達の取扱においては、通信官署において、當該郵便物を他の郵便物に優先して送達する。

連達の取扱は、配達郵便局から陸路四キロメートル以内の場所に配達すべき通常郵便物につき、これをするものとする。

連達料は、四圓とする。

第二項に規定する路程は、通信官署の定めるところによる。

引受時刻證明の取扱は、書留又は保險扱とする郵便物につき、これをするものとする。

引受時刻證明料は、十圓とする。

第六十二條(配達證明) 配達證明の取扱においては、通信官署において、當該郵便物を配達し、又は交付した事實を證明する。

配達證明の取扱は、書留又は保險扱とする郵便物につき、これをするものとする。

配達證明の取扱は、郵便物を差し出した後でも、その差出の日から六箇月以内の限り、これをするものとする。

配達證明料は、十圓とし、前項の規定による取扱をするときは、十圓を増す。

第六十三條(内容證明) 内容證明の取扱においては、通信官署において、當該郵便物の内容たる文書の内容を省令の定める謄本によつて證明する。

内容證明の取扱は、假名、漢字、數字その他省令の定める文字又は記號を記載した文書一通のみを内容とする通常郵便物で書留とするものにつき、これをするものとする。

内容證明料は、當該郵便物の内容たる文書の謄本が一枚であるときは、十圓とし、一枚を超える一枚ごとに五圓を増す。

二箇以上の郵便物でその内容たる文書の内容を同じくするもの並びに内容たる文書のうち名あて人の氏名及び住所又は居所のみを異にする二箇以上の郵便物で夫、その名あて人にあつたものについての内容證明料の額は、そのうち一箇は前項に規定する額とし、その他は一箇ごとにその半額とする。

第六十四條(代金引換) 代金引換の取扱においては、通信官署において、當該郵便物を差出人の指定した額の金銭と引き換えに名あて人に交付し、その額の金銭を差出人の指定に従つて郵便爲替又は郵便振替貯金により差出人に送付する。

代金引換の取扱は、書留又は保險扱とする郵便物につき、これをするものとする。

第一項の規定により引き換える金額は、五千圓以下とする。

代金引換料は十圓とする。但し、この料金は、第一項に規定する郵便爲替及び郵便振替貯金の料金を含まない。

第六十五條(代金引換の取消及び引換金額の変更) 代金引換の郵便物の差出人は、當該郵便物の交付前に限り、代金引換の取消又は引換金額の変更を差出郵便局に請求することができる。

代金引換の取消料の額は、第四十三條第二項に規定する取もどし料と同額とし、引換金額の変更料の額は、同項に規定するあて名変更料と同額とする。

第六十六條(特別送達) 特別送達の取扱においては、通信官署において、當該郵便物を民事訴訟法第六十九條、第七十一條及び第七十七條に掲げる方法により送達すべき書類を内容とする通常郵便物で書留とするものにつき、これをするものとする。

特別送達料は、十圓とする。

第六十七條(年賀特別郵便) 通信大臣は、省令で年賀特別郵便の取扱に關し、必要な事項を定めることができる。

特別送達の取扱は、法律の規定に基いて民事訴訟法第六十九條、第七十一條及び第七十七條に掲げる方法により送達すべき書類を内容とする通常郵便物で書留とするものにつき、これをするものとする。

第六十八條(事由及び金額) 通信大臣は、この法律又はこの法律に基く省令の規定に従つて差し出された郵便物が左の各號の一に該當する場合に限り、その損害を賠償する。

一 書留又は保險扱とした郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又はき損したとき。

二 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき。

前項の場合における賠償金額は、左の通りとする。

一 書留とした郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又はき損したとき

百圓(實損額が百圓未満であるときは、その實損額)

二 保險扱とした郵便物全部を亡失したとき

損害賠償額の全部

三 保險扱とした郵便物の全部若しくは一部をき損し、又はその一部を亡失したとき

損害賠償額を限度とする實損額

第六十九條(免責) 損害が差出人若しくは受取人の過失、當該郵便物の性質若しくは缺陷又は不可抗力に因り發生したものであるときは、通信大臣は、前條の規定にかかわらず、その損害を賠償しない。

第七十條(無損害の推定) 郵便物を交付する際外部に破損の跡がなく、且つ、重量に變りがないときは、損害がないものと推定する。

第七十一條(損害の検査) 通信大臣の賠償すべき損害があると認められる場合において、郵便物の受取人又は差出人がその郵便物の受取を拒んだときは、通信官署は、その者の出頭を求め、その立會のもとに當該郵便物を開いて、損害の有無及び程度につき検査をしなければならぬ。

前項の場合において、當該郵便物の受取を拒んだ者が受取を拒んだ日から十日以内に正當の事由なく立會のため出頭しなかつたときは、通信官署は、その郵便物をその者に配達し、又は還付する。

四 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき

引換金額

第六十九條(免責) 損害が差出人若しくは受取人の過失、當該郵便物の性質若しくは缺陷又は不可抗力に因り發生したものであるときは、通信大臣は、前條の規定にかかわらず、その損害を賠償しない。

第七十條(無損害の推定) 郵便物を交付する際外部に破損の跡がなく、且つ、重量に變りがないときは、損害がないものと推定する。

第七十一條(損害の検査) 通信大臣の賠償すべき損害があると認められる場合において、郵便物の受取人又は差出人がその郵便物の受取を拒んだときは、通信官署は、その者の出頭を求め、その立會のもとに當該郵便物を開いて、損害の有無及び程度につき検査をしなければならぬ。

前項の場合において、當該郵便物の受取を拒んだ者が受取を拒んだ日から十日以内に正當の事由なく立會のため出頭しなかつたときは、その郵便物につき、損害賠償の請求をするこ

けた時刻を證明する。

にする二箇以上の郵便物で夫々そ

る。

損害賠償額を限度とする賠償額

につき 損害賠償の請求をするこ

とができない。

第七十三條(損害賠償の請求權者)

損害賠償の請求をすることができ
る者は、當該郵便物の差出人又は
その承諾を得た受取人とする。

第七十四條(損害賠償の請求
權は、當該郵便物を差出した
日から一年間これを行わないこと
に因つて消滅する。

第七十五條(損害賠償後の郵便物
見) 郵便官署は、損害賠償があ
つた後その郵便物の全部又は一部
を發見したときは、その旨をその
賠償受領者に通知しなければなら
ない。この場合において、賠償受
領者は、その通知を受けた日から
三箇月以内に、省令の定めるとこ
ろにより、賠償金の全部又は一部
を返付して、その郵便物の交付を
請求することができる。

第七章 罰則

第七十六條(事業の獨占をみだす
罪) 第五條の規定に違反した者
は、これを三年以下の懲役又は一
萬圓以下の罰金に處する。

前項の場合において、金錢物品
を收得したときは、これを沒收す
る。既に消滅し、又は隠蔽したと
きは、その價額を追徴する。

法人の代表者又は法人若しくは
人の代理人、使用人その他の従業
者が、その法人又は人の業務に関
し、第一項の違反行為をしたとき
は、行為者を罰する外、その法人
又は人に對しても同項の罰金を
科する。

第七十七條(郵便物を開く等の罪)
郵便官署の取扱中に係る郵便物を

正當の事由なく開き、き損し、隠
匿し、放棄し、又は受取人ではな
い者に交付した者は、これを三年
以下の懲役又は五千圓以下の罰金
に處する。但し、刑法第二百五
十八條又は第二百五十九條に該
當する場合には、同條の刑に處す
る。

第七十八條(郵便用物件を損傷する
等の罪) 郵便専用の物件又は現
に郵便の用に供する物件に對し損
傷その他郵便の障害となるべき行
爲をした者は、これを五年以下の
懲役又は五千圓以下の罰金に處す
る。

第七十九條(郵便物の取扱をしない
等の罪) 郵便の業務に従事する
者がことさらに郵便の取扱をせ
ず、又はこれを遅延させたとき
は、これを一年以下の懲役又は二
千以下の罰金に處する。

郵便の業務に従事する者が重大
な過失に因つて郵便物を失つたと
きは、これを二千圓以下の罰金に
處する。

第八十條(信書の秘密を侵す罪) 遞
信官署の取扱中に係る秘密を侵し
た者は、これを一年以下の懲役又
は二千圓以下の罰金に處する。
郵便の業務に従事する者が前項
の行為をしたときは、これを二年
以下の懲役又は五千圓以下の罰金
に處する。

第八十一條(郵便禁制品を差し出す
罪) 第十四條の規定の違反があ
つたときは、その違反行為をした
者を五千圓以下の罰金又は科料に
處し、その郵便物として差し出し
た物を沒收する。

第八十二條(第三種郵便物の認可を
いづる罪) 第三種郵便物の認
可のない定期刊行物に第三種郵便
物の認可のあることをあらわす文
字を掲げたときは、その定期刊行
物の發行人を三千圓以下の罰金に
處する。

第八十三條(料金を免がれる罪) 不
法に郵便に關する料金を免がれ、
又は他人にこれを免がれさせた者
は、これを二千圓以下の罰金又は
科料に處する。

郵便の業務に従事する者が前項
の行為をしたときは、これを一年
以下の懲役又は五千圓以下の罰金
に處する。

第八十四條(切手類を偽造する等の
罪) 行使の目的を以つて遞信大
臣又は外國政府の發行する郵便切
手その他郵便に關する料金をあら
わす證票を偽造し、若しくは變造
し、又はその使用の跡を除去した
者は、これを十年以下の懲役に處
する。偽造し、變造し、若しくは
使用の跡を除去した郵便切手その
他郵便に關する料金をあらわす證
票を行使し、又は目的を以てこれ
を輸入し、他人に交付し、若しく
はその交付を受けた者も、同様と
する。

前項の規定は、何人でも國外で
その罪を犯した者に、これを適用
する。

第八十五條(未遂罪及び豫備罪) 第
七十六條乃至第七十八條、第八十
條、第八十三條及び前條の未遂罪
は、これを罰する。

前條の罪を犯す目的でその豫備
をした者は、これを二年以下の懲
役又は千圓以下の罰金に處し、そ
の用に供した物は、これを沒收す
る。

附則

第八十六條 この法律は、第十條の
規定を除いて、昭和二十三年一月
一日から、これを施行する。

第十條の規定施行の期日は、政令
でこれを定める。但し、その期日
は、昭和二十三年四月一日以前で
なければならぬ。

第八十七條 明治三十三年法律第五
十四號郵便法は、これを廢止す
る。

第八十八條 この法律施行前に差し
出された郵便物については、なお
従前の例による。

第八十九條 舊法の規定又はこれに
基く省令によりした處分、手續そ
の他の行為は、この法律中これに
相當する規定がある場合には、こ
の法律によりこれをしたものとみ
なす。

第九十條 舊法第三條の規定は、第
八十七條の規定にかかわらず、第
八十六條第二項に規定する期日の
前日までは、なおその效力を有す
る。

第九十一條 この法律施行の際現に
郵便切手其の他郵便に關する料金
をあらわす證票の残さばきの認可
を受けている者は、これを第三十
三條に規定する法律の定める賣さ
ばき人とみなす。

第九十二條 この法律施行前(第九
十條の場合には、同條の規定によ
り舊法第三條の規定がその效力を
有する間)にした行為の處罰につ
いては、なお従前の例による。

十一月四日日本委員會に左の事件を付託
された。

一、會津高田驛前に郵便局を設置す
ることに關する請願(第四百二十
八號)

(請第四百二十八號)昭和二十二年十
月二十日受理
會津高田驛前に郵便局を設置すること
に關する請願

請願者 福島縣大沼郡高田町甲
二三三、渡部勉外三
名

紹介議員 橋本萬右衛門君

福島縣高田驛前及びその周圍は、近年
大發展を來し經濟上通信の敏速を要す
るものが多いので、高田驛前郵便局設
置に關しこれまで二回にわたり請願
書を提出し、採擇になつたが、
未だに設置を見ないから速かに設置實
現方取計されたいとの請願。

昭和二十三年四月二日印刷

昭和二十三年四月四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局